

# 各種技能講習資格取得助成事業

予算額 1,790千円

## 1. 対象事業

労働局長登録教習機関で新たに取得した、以下の技能資格とします。

- ① フォークリフト運転技能資格
- ② 小型移動式クレーン運転技能資格
- ③ はい作業主任者技能資格

## 2. 助成額

1名あたりの助成額

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| ① フォークリフト運転技能資格   | 9,000円 |
| ② 小型移動式クレーン運転技能資格 | 9,000円 |
| ③ はい作業主任者技能資格     | 4,000円 |

## 3. 対象期間

令和3年2月1日から令和4年1月31日までに資格を取得し、支払いが終了するものとします。

## 4. 実績報告及び助成金の請求

交付申請書に必要事項を記載し、令和4年1月31日までに助成金を請求してください。

(添付書類)

- ・ 資格取得者名簿
- ・ 在職証明書
- ・ 資格取得に係る費用の領収書の写し
- ・ 資格者証の写し

## 5. 助成条件

- ・ 茨ト協に加入し、かつ、会費の未納がない会員とします。  
(入会以降の取得分を対象とします)
- ・ 県内の営業所に勤務する従業員を対象とします。